

社会福祉法人南あわじ市社会福祉協議会

なでしこデイサービスセンター
障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人南あわじ市社会福祉協議会（以下、「事業者」という。）が開設するなでしこデイサービスセンター（以下、「事業所」という。）において行う指定障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス、以下「通所支援」という。）に係る事業の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する障害児（以下、「利用者」という。）及びその利用者に係る通所給付決定保護者（以下、「保護者」という。）等の意思及び人格を尊重し、適切な通所支援を提供することを目的とする。

（人格の尊重）

第2条 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に障害者の立場に立ったサービスを提供するものとする。

（秘密の保持）

第3条 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

3 事業者は、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（運営の方針）

第4条 事業者は、通所支援の提供に当たっては、利用者が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、また生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流が図れるよう利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。

2 事業所の従業者は、通所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は

保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

- 3 事業者は、その提供する通所支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 4 前3項のほか、事業者は、児童福祉法及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）その他関係法令等を遵守して、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第5条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 なでしこデイサービスセンター
- (2) 所在地 兵庫県南あわじ市広田広田 361-5

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第6条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 児童発達支援管理責任者 1名（常勤専従）
児童発達支援管理責任者は、利用者の通所支援計画の作成、利用者又はその家族に対する相談及び援助並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。
- (3) 児童指導員 4名（常勤専従3名、非常勤兼務1名）
児童指導員は、利用者に対して、適切な発達支援の提供を行う。

（営業日及び営業時間）

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（営業日）月曜日から土曜日 （営業時間）8：30～17：30

児童発達支援

- (1) サービス提供日 *月曜日から土曜日とする。
※但し、祝祭日および12月29日から1月3日を除く。
- (2) サービス提供時間 *月曜日～金曜日 9：00～15：00
*土曜日 9：00～17：00
※土曜日については休業することもある。

放課後等デイサービス

- (1) サービス提供日 *月曜日から金曜日、祝祭日とする。
※但し、12月29日から1月3日を除く。
- (2) サービス提供時間 *月曜日～金曜日 15：00～17：30

*祝祭日 9:00~17:00

※祝祭日については休業することもある。

(3) 学校が春休み・夏休み・冬休み等休日の場合のサービス提供日及びサービス提供時間は次の通りとする。

*月曜日から金曜日の15:00~17:00

(利用定員)

第8条 事業所において提供する障害児通所支援の利用定員は、児童発達支援と放課後等デイサービスを合わせて10名とする。

(事業の主たる対象)

第9条 事業の主たる対象は、療育の観点から集団療育および個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児、または就学後から中学校、特別支援学校高等部までに就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児とする。

(通所支援の内容)

第10条 事業所で行う通所支援の内容は、次のとおりとする。

児童発達支援（就学前）

- (1) 日常生活における基本的動作の訓練
- (2) 知識技能の習得
- (3) 集団生活への適応訓練
- (4) 送迎サービス
- (5) その他必要な支援

放課後等デイサービス（就学後）

- (1) 生活能力の向上のために必要な訓練
- (2) 社会との交流を図るための指導および訓練
- (3) 送迎サービス
- (4) その他必要な支援

(通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額)

第11条 通所支援を提供した際に事業者が受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた通所利用者負担額として保護者から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

2 事業者は、通所支援の提供にあっては、前項の支払いを受けるほか、そのサービスの提供に係る便宜に要する費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

(1) 利用者が参加を希望した行事についての必要経費の実費

(2) 利用者の希望で指定された消耗品等

(3) その他、個人負担が適当と認められる物品等

3 事業者は、第1項および第2項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証（第1項については受領証）を、当該費用を支払った保護者に交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第12条 事業所の通常の事業の実施地域は、南あわじ市および洲本市、淡路市とする。

（緊急時等における対応方法）

第13条 従業者は、現にサービスを提供しているときに利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、児童発達支援管理責任者又は施設長に報告するものとする。

（苦情解決）

第14条 事業者は、事業所において提供した通所支援に関する利用者等からの苦情を解決するために、必要な措置を講じるものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第15条 本会は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 本会は、障害者に対する障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該障害者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 本会は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

4 本会は、障害者に対する障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(非常災害対策)

第 16 条 事業者は、事業所に消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するものとする。

2 事業者は、非常災害等に備えるため、事業所において、避難、救出その他の必要な訓練を年 1 回以上行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 17 条 事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定

(2) 苦情解決体制の整備

(3) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

2 本会に虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業員に周知徹底するものとする。

(成年後見制度の利用支援)

第 18 条 事業所は、利用者と適正な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を利用できるように支援を行う。

(研修による計画的な人材育成)

第 19 条 事業所は、適切な障害福祉サービスが提供できるよう従業員の業務体制を整備するとともに、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

2 前項の規定により、研修の実施計画を従業員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業員の計画的な育成に努めるものとする。

(職場におけるハラスメントの防止)

第 20 条 事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第 21 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの

提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努める。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努める。

（その他運営に関する留意点）

第22条 事業所は、利用者に対し適切な通所支援を提供できるよう、従業員の勤務の体制を定めておくものとする。

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、利用者に対する通所支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定生活介護を提供した日より5年間保存する。
- 5 事業所は、適切な通所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（暴力団等の影響の排除）

第23条 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けないものとする。

（身体拘束の禁止）

第24条 指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為を行わないものとする。

- 2 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、態様及び時間、障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

（衛生管理等）

第25条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

- (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第26条 事業者は、その提供する通所支援サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

2 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めるものとする。

(委任)

第27条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人南あわじ市社会福祉協議会が協議の上定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年 3月31日から施行する。

この規程は、平成29年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 10月 1日から施行する。